

No. 105 (2007/04)

本年度より、判例紹介のみならずソフトウェアの法的問題に関連するニュース等を掲載することにより毎月発行することとし、合わせて従来「入手資料案内」として発行しておりました内容も加えることといたしました。

今後ともソフトウェアの法的問題についてフォローし、適切な情報をタイムリーに皆様にお伝えすることを目的に努力していきますので、皆様のご理解およびご批判を頂ければと思います。

目次

1. 知的財産権問題関連 入手資料ご案内.....	1
(1) 海外の文献情報	1
(2) 日本の文献情報	9
2. 文化審議会著作権分科会の動向.....	12
(1) 法制問題小委員会.....	12
(2) 私的録音録画小委員会.....	12
(3) 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会.....	13
(4) 国際小委員会	13
3. 知的財産戦略本部の動向.....	14
4. お知らせ	15
(1) SOFTICセミナー オープンソースソフトウェア - GPL ver.3ドラフト.....	15
(2) 平成19年3月23日開催「ソフトウェアADRセミナー」の内容と模擬仲裁DVDの無償頒布について	17

SOFTIC





© 2007 (財)ソフトウェア情報センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル 4階
TEL. (03)3437-3071 FAX. (03)3437-3398
WebSite <http://www.softic.or.jp/>



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

1. 知的財産権問題関連 入手資料ご案内








収集期間	2007年3月1日～3月31日		
凡 例	 : 訴訟関連資料	 : 論文	
	 : 法令関連資料	 : ニュース	







(1) 海外の文献情報





I. BNA/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)		
	デジタル音楽の配信を行うケーブル、衛星、インターネット事業者等に対して権利者への公正な市場価格に基づく支払やコンテンツ保護技術の適用を求める法案(The Platform Equality and Remedies for Rights Holders in Music Act of 2007)が超党派の議員によって提出された。 法案： http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:S.256 :	Jan 19, 2007 P. 290
	特許商標庁は、日本国特許庁、欧州特許庁など外国の特許庁との間での特許出願書類等の交換に関する最終規則を公表。 規則： http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/72fr1664.pdf	Jan 19, 2007 P. 295
	<i>J.G. Wentworth v. Settlement Funding LLC, E.D. Pa., No. 06-0597, 1/4/07</i> ペンシルバニア東部地区連邦地裁は、競争事業者の商標を含む検索エンジン用のキーワードを購入する行為は当該商標の商業上の使用に当たると判示。 判決文： http://pub.bna.com/ptcj/060597Jan4.pdf	Jan 19, 2007 P. 295
	<i>Advance Magazine Publishers Inc. v. Leach, D. Md., No. 2006-0522, 11/30/06</i> メリーランド連邦地方裁判所は、連邦著作権法が州法を専断するなどの理由により、著作権が取得時効により移転したとする被告側の主張を否定。 判決文： http://pub.bna.com/ptcj/20060522Nov30.pdf	Jan 19, 2007 P. 296
	<i>Kahle v. Gonzales, 9th Cir., No. 04-17434, 1/22/07</i> 著作権保護期間に関する1992年および1998年の連邦著作権法改正は合衆国憲法に違反するとしてインターネットアーカイブを運営する原告が訴えていた事件。連邦第9巡回区控訴裁判所は、これらを合憲とした連邦地方裁判所の判断を維持。 判決文： http://www.ca9.uscourts.gov/ca9/newopinions.nsf/1FABEA163F4C714A8825726B005A12F0/\$file/0417434.pdf?openelement	Jan 26, 2007 P. 325
	<i>E-Pass Technologies Inc. v. 3Com Corp., Fed. Cir., No. 2006-1356, 1/12/07</i> "card"の文言に関するクレーム解釈や差戻し判決の拘束力等の争点について検討が行われた判決。 判決文： http://www.fedcir.gov/opinions/06-1356.pdf	Jan 26, 2007 P. 326
	<i>Transclean Inc. v. Jiffy Lube International Inc., Fed. Cir., No. 06-1077,</i>	Jan 26, 2007

I. BNA/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)		
	<p>1/18/07 連邦巡回区控訴裁判所は、製造業者に対する特許権侵害訴訟で勝訴した特許権者であっても製造業者の顧客に対して訴訟を提起することは請求遮断項(claim preclusion)によって禁止されると判示。 判決文：http://www.fedcir.gov/opinions/06-1077.pdf</p>	P. 328
	<p>Atlantic Recording Corp. v. XM Satellite Radio Inc., S.D.N.Y., No. 06-3733, 1/19/07 専用のプレーヤーに音楽をダウンロードすることが可能なサービスを提供している被告衛星デジタル音楽放送事業者を相手取りレコード会社が提起していた訴訟で、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所はレコード会社側の主張を認め、被告に対し、30 日以内に原告の訴状に対する答弁書を提出するよう命じた。 判決文：http://pub.bna.com/ptcj/063733Jan19.pdf</p>	Jan 26, 2007 P. 330
	<p>DMCA's False Notification Provision Gains Traction in Complaints, Case Law ISP 等に対して虚偽により著作権侵害を主張した者の損害賠償責任を定めたデジタルミレニアム著作権法(DMCA)の規定(512 条(f))に関する事例を紹介。</p>	Jan 26, 2007 P. 332
	<p>連邦巡回区控訴裁判所は、準備書面の電子提出に関する規則案を公表した。2月16日までの期間コメントを受け付け。</p>	Jan 26, 2007 P. 326
	<p>Live Nation Motor Sports Inc. f/k/a SFX Motor Sports Inc. v. Davis d/b/a TripleClamps, N.D. Tex., No. 06-276, 1/9/07 ウェブキャストへのリンクが「実演」および「上映」として著作権侵害行為となり得ると判断した事例。 判決文：http://pub.bna.com/ptcj/306276Jan9.pdf</p>	Jan 26, 2007 P. 338
	<p>Positive Software Solutions Inc. v. New Century Mortgage Corp., 5th Cir., No. 04-11432, 1/18/07 当事者の代理人と過去において関係のあった仲裁人による仲裁判断の有効性について判断した事例。 判決文： http://www.ca5.uscourts.gov/opinions%5Cpub%5C04/04-11432-CV2.wpd.pdf</p>	Jan 26, 2007 P. 339
	<p>WIPO で検討中の放送新条約に関する会合が1月17日から19日まで開催された。 資料： http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=12043</p>	Jan 26, 2007 P. 338
	<p>ベルギーの新聞社が Yahoo! Inc. に対して著作権侵害を警告。</p>	Jan 26, 2007 P. 341
	<p>国際レコード産業連盟(IFPI)は、欧州の ISP の違法なファイル共有への対応が不十分だと警告。</p>	Jan 26, 2007 P. 341
	<p>Rick Boucher 下院議員は1月31日講演し、4年越しの懸案となっている特許法改正案が3月か4月には下院に提出されるとの予測を披露。</p>	Feb. 2, 2007 P. 341








I. BNA/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)		
	<p>Brilliance Audio Inc. v. Hights Cross Communications Inc., 6th Cir., No. 05-1209, 1/26/07</p> <p>市販されたオーディオブックを市場で購入した事業者がそれを再販売する行為が当該オーディオブックを最初に販売した事業者の著作権および商標権を侵害するか否かが争われた事件で、連邦第6巡回区控訴裁判所は、著作権に関してはファーストセールドクトリンに基づき消尽しているとして原告の訴えを棄却した地裁判断を維持するとともに、商標権に関しては侵害となる可能性があるとして判断し、地裁に差し戻した。</p> <p>判決文： http://www.ca6.uscourts.gov/opinions.pdf/07a0041p-06.pdf</p>	Feb. 2, 2007 P. 363
	<p>Blue Nile Inc. v. Ice.com Inc., W.D. Wash., No. C06-1002RSL, 1/18/06</p> <p>オンラインで宝石を販売している原告 Blue Nile Inc.が同業の Ice.com Inc.を相手取り、ウェブサイトの一部およびルックアンドフィールがコピーされたとして著作権侵害、トレードドレス侵害、ワシントン州の消費者保護法違反、不正競争、契約違反等を根拠として訴えている事件。ワシントン西部地区連邦地裁は、ルックアンドフィールに関する州法上の請求が連邦著作権法により専占されるか否かの判断にあたって、ルックアンドフィールが連邦著作権法第102条および第103条に著作権の対象として明記されていないからといって専占を免れることはできないなどとして、ルックアンドフィールが著作権の対象に含まれ得ると述べた。</p> <p>判決文：http://pub.bna.com/ptcj/061002Jan18.pdf</p>	Feb. 2, 2007 P. 364
	<p>Hydril Co. v. Grant Prideco LP, Fed. Cir., No. 2006-1188, 1/25/07</p> <p>連邦巡回区控訴裁判所は、不正な手段で取得した特許権を行使するとして製品の製造業者、流通業者、エンドユーザー等を脅す被告の行為は Walker Process 最高裁判決に照らして反トラスト法に違反する可能性があるとして判示。</p> <p>判決文：http://www.fedcir.gov/opinions/06-1188.pdf</p>	Feb. 2, 2007 P. 365
	<p>International Intellectual Property Alliance が報告書「合衆国経済における著作権産業：2006年報告」を公表。</p> <p>報告書： http://www.iipa.com/pdf/2006_siwek_full.pdf</p>	Feb. 2, 2007 P. 371
	<p>1月31日、第3回 State of the Net Conference が開催され、ユーザーがミキシングやマッシュアップにより作成するコンテンツに関する問題、デジタル音楽のライセンスに関する問題、ネットの中立性に関する問題など、幅広い問題が議論された。</p> <p>公式ウェブサイト： http://www.netcaucus.org/conference/2007/</p>	Feb. 7, 2007 P. 399
	<p>ハイテク、金融サービス、メディアなどの産業に属する70以上の企業および団体から成る Coalition for Patent Fairness が特許法の改正案を最優先で議論すべきであるとする要望書を民主党の上下両院議長および</p>	Feb. 9, 2007 P. 402









I. BNA/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)		
	<p>下院の指導者に対して送付。</p> <p>上院への要望書： http://www.patentfairness.org/CoalitionLetter_Senate_2_07.pdf</p> <p>下院への要望書： http://www.patentfairness.org/CoalitionLetter_House_2_07.pdf</p>	
	<p><i>In re Rambus Inc., FTC, No. 9302, 2/2/07</i></p> <p>コンピュータ用のメモリに関する標準設定機関において特許権に関する情報の開示を怠ったことが連邦取引委員会(FTC)法に違反するか否かが争われている事件で、FTC は 2 月 2 日、Rambus Inc. に対して同社が有する SDRAM および DDR SDRAM に関する技術について、最大ロイヤルティ率を定めた上でライセンスするよう命じた。</p> <p>FTC の審決： http://www.ftc.gov/os/adjpro/d9302/070205finalorder.pdf</p> <p>Rambus 事件に関する資料一覧 http://www.ftc.gov/os/adjpro/d9302/index.shtm</p>	Feb. 9, 2007 P. 403
	<p>特許商標庁の James Toupin 法律顧問は 1 月 30 日、米国国立アカデミーにおいて、オープンソースのコードを集積したデータベースを先行技術文献として活用する計画について、コードが作成された日を特定することが難しいことにより先行技術文献としての活用は難しいとの見解を示す。</p>	Feb. 9, 2007 P. 412
	<p>米国議会は 2 月 12 日、連邦地裁判事の特許事件に対する専門能力を高めるための法案 H.R.34 を可決。</p> <p>法案：http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:H.R.34 :</p>	Feb 16, 2007 P. 431
	<p><i>Therapeutic Research Faculty v. NBTY Inc., E.D. Cal., No. 05-2322, 1/25/07</i></p> <p>医学論文データベースサービスに個人利用で申し込んでおきながら複数の人にコピーを配っていた購読者の行為は著作権侵害だけでなくコンピュータ詐欺にも当たるとの判断。</p> <p>判決文：http://pub.bna.com/ptcj/052322Jan25.pdf</p>	Feb 16, 2007 P. 437
	<p><i>In re FramesZugänglichmachung nach §19 a UrhG, LG München I, No. Az:21 O 20028/05, 1/10/07</i></p> <p>ドイツの裁判所は著作物が許諾なく他人のサイトに送信されてはならないとして、著作権者の権利を強化する判断を示した。</p> <p>判決文（ドイツ語）： http://www.linksandlaw.de/urteil161-frames-zugaenglichmachung.htm</p>	Feb 16, 2007 P. 440
	<p>F. C. Boucher 下院議員によれば、家庭環境におけるフォーマットシフトのために新しい権利制限を含むデジタルフェアユース法案の検討が進行中とのこと。</p>	Feb 23, 2007 P. 464
	<p><i>Christopher Phelps & Associates LLC v. Galloway, 4th Cir., No. 05-2266, 2/12/07</i></p>	Feb 23, 2007 P. 465

I. BNA/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)		
	<p>建築デザインの著作権を侵害して建てられた家の販売やリースを禁じた終局的差止命令は物的財産権の譲渡を過度に制限するものであり著作権法 109 条(a)のファーストセール原則に違反するとの判決。</p> <p>判決文：http://pub.bna.com/ptcj/052266Feb12.pdf</p>	
	<p>Internet Archive v. Shell, D. Colo., No. 06-01726, 2/13/07</p> <p>ウェブサイトのコンテンツを複製する行為をもって法律上の契約締結とみなすと規定したサイト使用条件はユーザーに対する契約違反の主張を支持するものであるとの判断。</p> <p>判決文：http://pub.bna.com/ptcj/0601726Feb13.pdf</p>	Feb 23, 2007 P. 470
	<p>欧州議会法務局によれば欧州での特許紛争の解決にあたり加盟各国は EU 外の司法制度に自由にコミットできるとする制度は EU 法と整合せずこれを利用することは欧州条約上の義務に違反するとしており、これが事実ならば暗礁に乗り上げている EU 特許法の改正は行き詰ることになる。</p> <p>参考： http://www.ipeg.com/_UPLOAD%20BLOG/Interim%20Legal%20Opinions%20Legal%20Service%20EP%20Feb%201%202007.pdf</p>	Feb 23, 2007 P. 477
	<p>2月27日 F. C. Boucher 下院議員らにより、とりわけ 1998 年のデジタルミレニアム著作権法の導入によって権利者の法益と対立することとなった消費者やユーザーの権利を強化することを目指す法案 H.R. 1201 (Freedom and Innovation Revitalizing U.S. Entrepreneurship Act of 2007、略称 FAIR USE Act) が提出された。</p> <p>法案：http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:H.R.1201：</p>	Mar 2, 2007 P. 503
	<p>Faessler v. United States Playing Card Co., S.D. Ohio, No. 1:05CV581, 2/9/07</p> <p>軍隊ゲーム用カードに使われる階級や勲章に関する表現にはさまざまなバリエーションがあり Scenes a faire (ありふれた情景) 及びマージ理論は適用されないとの判示。ただし訴訟自体は著作権法 507 条(b)に定められる提訴期間 (3 年) を過ぎており原告による著作権侵害に関するサマリ・ジャッジメントの申立ては認められなかった。</p> <p>判決文：http://pub.bna.com/ptcj/05581Feb9.pdf</p>	Mar 2, 2007 P. 513
	<p>スタンフォード大学インターネットと社会センターのフェアユースプロジェクトでは保険会社及び知的財産権の法律家と協力、ドキュメンタリー映画制作会社が著作権のある資料を利用できるよう支援していく。</p>	Mar 2, 2007 P. 515
	<p>著作権ロイヤリティ委員会は 3 月 6 日、100 ページに及ぶレポートを発表、ネット上の音楽配信に当たって配信者が音楽業界に支払わなければならない法定使用料率を決定した。利用料は 2006 年に遡及して以降 5 年間適用され、毎年増額される。小規模配信事業者はこの決定によって彼らの市場での生き残りが難しくなるとして猛反発している。</p>	Mar 9, 2007 P. 539


I. BNA/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)		
	参考： http://www.loc.gov/crb/proceedings/2005-1/rates-terms2005-1.pdf	
	マイクロソフト社の著作権弁護士は3月6日、全米雑誌協会年次会合での講演で、Google社の著作権対応を非難して、同社のデジタル図書館プロジェクトは著作権を組織的に侵害し、権利者が自らの著作物から利益を得る重要な道筋を奪っている、と述べた。 参考 http://www.microsoft.com/presspass/exec/trubin/03-05-07AmericanPublishers.msp	Mar 9, 2007 P. 540
	下院司法委員会は2月7日、今期議会での裁判所、インターネット及び知的財産権小委員会が扱うべきテーマを発表。特許商標庁の運営に関するヒアリングや特許法の改正、音楽の使用許諾制度の見直しなどが含まれている。 参考： http://judiciary.house.gov/media/pdfs/110-Oversight.pdf	Mar. 9, 2007 P. 544
	3月1日、知的財産権法の社会的効用をテーマに、Howard大学の研究機関が後援するセミナーが開催された。参加者はソフトウェアの著作物を「翻案」する権利の拡大に益ありとする一方、「アフリカ系アメリカ人の」のような人種を特定する用語を含む特許申請を許している特許商標庁に対する疑問が示された。	Mar. 9, 2007 P. 546
	特許商標庁は3月5日、“Filesharing Programs and Technological Features to Induce Users to Share”と題するレポートを公表。5つの著名なファイル共有ソフトの提供者についてユーザーが意図せずファイルを共有することになる機能をそうと知ってあるいは知っているはずでありながら、繰り返し開発していると結論付けた。 参考： http://www.uspto.gov/main/profiles/copyright.htm	Mar. 9, 2007 P. 552

II. BNA/ELECTRONIC COMMERCE & LAW REPORT (USA)		
	<p>Lead Report</p> <p>2006年におけるサイバースペース関連の裁判例や動向を網羅的に紹介。主要な項目は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 検索エンジンの責任 ● 検索キーワードの取引と商標法 ● メタタグの使用と混同 ● ソフトウェア特許とオープンソース ● DMCA の新しい除外規定 ● Grokster 事件の「誘引」法理 ● 連邦通信品位法第 230 条に基づく裁判例 ● スパイウェアへの対応 ● プライバシーの権利 ● 反スパム法 	Jan. 17, 2007 P. 46

II. BNA/ELECTRONIC COMMERCE & LAW REPORT (USA)		
	<ul style="list-style-type: none"> ● ネットワークの中立性 <p style="text-align: center;">Christine Mumford, Thomas O'Toole, Michael Warnecke</p>	
	<p>ネットワークの中立性を確保するための新たな法案(Internet Freedom Presevation Act of 2007)が上院に提出された。</p> <p>法案： http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:S.215:</p>	Jan. 17, 2007 P. 55
	<p>Treiber & Straub Inc. v. United Parcel Service Inc., 7th Cir., Nos. 05-3743 etc., 1/9/07</p> <p>ウェブサイト上に掲示された契約条項の有効性が確認された事例。</p> <p>判決文： http://www.ca7.uscourts.gov/fdocs/docs.fwx?submit=showbr&shofile=05-3743_011.pdf</p>	Jan. 17, 2007 P. 59
	<p>Riensch v. Cingular Wireless LLC, W.D. Wash., No. 06-1325, 12/27/06</p> <p>契約相手方の個人に対して集合代表訴訟の提起を禁ずるなどの内容を含む仲裁条項は非良心的であるとして無効と判断された事例。</p> <p>判決文：http://pub.bna.com/eclr/061325.pdf</p>	Jan. 17, 2007 P. 63
	<p>Pallorium Inc. v. Jared, Cal. Ct. App., No. G036124, 1/11/06</p> <p>わいせつな内容を含むスパムメールを排除することを目的として、スパムの送信に使用することが可能な(オープンリレーとなっている)メールサーバのリストを一般に提供していた被告に対し、当該リストに誤って自身のメールサーバが登録されたことによって損害を受けたと主張する原告が訴訟を提起していた事件で、カリフォルニア州の控訴裁判所は、被告は連邦通信品位法第 230 条により責任を免除されると判示。</p> <p>判決文：http://pub.bna.com/eclr/g036124.pdf</p>	Jan. 24, 2007 P. 83
	<p>フランスの個人および消費者団体(UFC-Que Choisir)が、パーソナルコンピュータに Windows オペレーティングシステムおよびその他のソフトウェアがプリインストールされたうえそれらを不要と考える消費者に対して返金も行わないことは不要品の強要に当たりフランスの商法典に違反するなどとして Hewlett-Packardなどを相手取り訴訟を提起。</p>	Jan. 24, 2007 P. 88
	<p>Lead Report</p> <p>2006 年におけるスパムメール、スパイウェア、フィッシング、情報漏洩等に関する州法の動きを紹介。</p>	Jan. 31, 2007 P. 95
	<p>ノルウェーの消費者オンブズマンは、Apple Inc.の音楽等配信サービスからダウンロードしたコンテンツが同社の iPod 以外の携帯プレーヤーで利用できないことがノルウェー法に違反すると決定。Apple Inc.は 10 月 1 日までに制限を取り除く必要に迫られる。</p> <p>オンブズマンの Apple Inc.へのレター(ノルウェー語。以下同じ) http://www.forbrukerombudet.no/asset/2485/1/2485_1.pdf オンブズマンの申立 http://www.forbrukerombudet.no/asset/2406/1/2406_1.pdf Apple の回答 http://www.forbrukerombudet.no/asset/2445/1/2445_1.pdf</p>	Jan. 31, 2007 P. 97



II. BNA/ELECTRONIC COMMERCE & LAW REPORT (USA)		
	<p>議会調査局(Congressional Research Service: CRS)は、研究者から著作権の譲渡を受けた上で高額な料金を科学誌等を出版している学術出版社と連邦政府の資金提供を受けた研究をインターネット上で広く一般に公表しようという動きとの間で生じている摩擦に関する問題を含む報告書を公表。</p> <p>CRS の報告書 : http://pub.bna.com/eclr/OpenaccesspubDec12.pdf</p>	Jan. 31, 2007 P. 97
	<p>欧州のオーディオビジュアル産業に関する情報収集等を行っている European Audiovisual Observatory がデジタル権利管理(DRM)と欧州の法律との関係に関する現状をとりまとめた報告書を公表。</p> <p>報告書 : http://www.obs.coe.int/oea_publ/iris/iris_plus/iplus1_2007.pdf</p>	Jan. 31, 2007 P. 105
	<p>StreamCast Networks Inc. v. Skype Tech., C.D. Cal., No. 06-00391, 1/19/07</p> <p>P2P ファイル共有ソフトウェア「Morpheus」を提供している StreamCast Networks Inc. が、ライセンス契約に基づき使用していた基盤技術「FastTrack」のネットワークから排除されたとして提起していた反トラスト法違反訴訟。</p> <p>判決文 : http://pub.bna.com/eclr/0600391.pdf</p>	Jan. 31, 2007 P. 110
	<p>In re Sony BMG Music Entm't, FTC, FTC File No. 062-3019, 1/30/07</p> <p>音楽 CD を PC 上で再生しようとする消費者に対して当該 CD から特定のソフトウェアがインストールされることを開示しなかった行為が連邦取引委員会(FTC)法第 5 条に違反するとして FTC が Sony BMG を訴えていた事件で、FTC は Sony BMG に対して和解案を提示。</p> <p>和解案 : http://www.ftc.gov/opa/2007/01/sony.shtm</p>	Feb. 7, 2007 P. 121
	<p>ノルウェー政府は、Google はじめとする検索エンジンによる大量の情報収集行為が同国のデータ保護法に違反する可能性があるとして、Google Inc.を含む複数の事業者を調査中。</p>	Feb. 7, 2007 P. 123
	<p>Google Inc. v. Copiepresse, Tribunal de Premiere Instance de Bruxelles, No. 06/10. 928/C, 2/13/07</p> <p>ベルギーの新聞社が著作権侵害訴訟で Google に勝訴。ブリュッセル地方裁判所は Google に対しニュースサービスのベルギー版に掲載している無許諾の新聞記事の利用を速やかに中止するよう命じた。</p> <p>判決文(フランス語): http://www.copiepresse.be/</p> <p>関連情報: http://googleblog.blogspot.com/2007/02/about-copiepresse-decision.html</p>	Feb 21, 2007 P. 177
	<p>フランス政府は 2 月 7 日、知的財産権を保護する規制枠組みを強化して海賊行為を厳重に取り締まることを求める法案を議会に提出した。本法案は 2004 年の知的財産権の執行に関する EU ディレクティブに対応したもの。</p>	Feb 28, 2007 P. 191
	<p>2 月 26 日サンフランシスコで産業界、消費者及びエンタテインメント業界から代表が集まり DRM(デジタル権利管理)について会合を開催。現状の DRM</p>	Feb 28, 2007 P. 211



II. BNA/ELECTRONIC COMMERCE & LAW REPORT (USA)		
	はコンテンツ保護とユーザーのニーズや要求との両立を実現する万能薬ではないとの点で一致した。	
	<p>MDY Indus. LLC v. Blizzard Entm't Inc., D. Ariz., No. 06-02555, 2/16/07</p> <p>ありきたりな動作を自動化してユーザーがゲームの退屈な部分をプレイしなくていいようにするソフトウェアについて、ゲーム会社の権利を侵害するものではないとの宣言判決を求める原告の訴えに対し被告側は当該ソフトウェアはゲームの不正行為防止ソフトを回避するものであり DMCA に違反し、また代位的に著作権を侵害するものであるとの反訴を提起。</p> <p>参考： http://pub.bna.com/eclr/0602555_complaint.pdf http://pub.bna.com/eclr/0602555.pdf http://www.wowglider.com/FAQ.aspx</p>	March 7, 2007 P. 220





III. Computer & Internet Litigation Reporter (USA)		
	ドイツのデュッセルドルフ控訴裁判所は、コンピュータ用プリンタ製造業者に対して著作権法第 53 条に定められた補償金を支払うよう命じた下級審判決を覆す判断を示した。	Mar. 7, 2007 P. 11



(2) 日本の文献情報




I. AIPPI (社団法人日本国際知的財産保護協会)		
	特許事件における欧州の越境的措置の動向 Klaas Bisshoop, Ruud van der Valden, Lloyd Parker / 事務局 (訳)	2007-2 P. 2
	最近の進歩性判断事例の紹介 松下 正	2007-2 P. 8
	知的財産関連の動向 (1) 知的財産担保と国際動産取引法ガイドライン	2007-2 P. 38
	米国における非自明性の判断の基準と適用 —DyStar 判決を題材として— 佐藤達文	2007-3 P. 4
	中国の特許権侵害の判断におけるクレームの解釈について 劉 新宇、陳 立航 / 陳 潔 (訳)	2007-3 P. 18
	米国最高裁判所の最近の MedImmune 判決と知的財産ライセンス管理への影響 Jeffrey D. Sullivan / 事務局 (訳)	2007-3 P. 28
	共同体商標 —10 周年を迎えて— João Miranda de Sousa / 事務局 (訳)	2007-3 P. 31

II. 公正取引 (財団法人公正取引協会)		
	米国の最近の反トラスト法違反事件 [3] FTC、Rambus 社が規格標準化を通じて独占力を取得したと決定 佐藤 潤	2007-3 P. 44
	EU の最近の競争法違反事件 一日本企業が関与した事件を素材として— (3) Sony と Berterlsmann AG によるレコード音楽事業の統合 多田英明	2007-3 P. 49

III. 国際商事法務 (社団法人国際商事法研究所)		
	情報取引法についての一考察 國生一彦	2007-3 P. 333
	インターネット法判例紹介(106) <i>Register.com, Inc. v. Verio, Inc.</i> ～準「ブラウズラップ契約」の有効性を示唆した第二巡回区の事例～ 平野 晋	2007-3 P. 434

IV. コピライト (社団法人著作権情報センター)		
	講演録／「パブリック・ドメインに帰した著作物」に関連する知的財産権法上の諸問題 一公有著作物の利用をめぐる一 三山峻司	2007-3 P. 2
	解説／著作権法の一部を改正する法律について 文化庁長官官房著作権課	2007-3 P. 22
	報告／WIPO 第 1 回 SCCR (著作権等常設委員会) 特別会合結果概要について 千代光一	2007-3 P. 40
	Q&A レコードの逆輸入 早稲田祐美子	2007-3 P. 61

V. 発明 (社団法人発明協会)		
	知的財産権判例ニュース 放送番組転送サービスに関して送信可能化権侵害が認められなかった事例 「知的財産高等裁判所 平成 18 年 12 月 22 日決定」 水谷直樹	2007-3 P. 50
	日米 Hot-line 米国最高裁、ライセンス料金の支払いを停止しなくても、ライセンス特許の無効確認訴訟を提起できると CAFC 判決を逆転判決 <i>MedImmune, Inc. v. Genentech Inc., et al.</i> U.S. S.C. No. 05-608, 2007 年 1 月 9 日 他	2007-3 P. 55

V. 発明 (社団法人発明協会)		
		服部健一
	<p>特別寄稿</p> <p>近時の米国特許侵害訴訟実務における留意事項 パテント・トロール に関して</p>	<p>2007-3 P. 64</p> <p>紋谷崇俊</p>
	<p>知的財産権判例ニュース</p> <p>特許請求の範囲に記載された用語の意義について明細書の記載を参酌 して限定解釈を行った事例 (東京地裁 平成 19 年 1 月 30 日判決 平成 17 年 (ワ) 第 5863 号)</p>	<p>2007-4 P. 46</p> <p>生田哲郎、森本晋</p>
	<p>日米 Hot-line</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特許発明を実施する者を選出することを請うたライセンシーは特許を実施する権利は一切有さないので代理人に近く、たとえ第三者に対して訴訟を提起する権利が与えられていても単独で訴訟を提起するどころか特許権者を入れても共同原告として特許訴訟を提起することはできない <p><i>Propat International Corp. et al. v. Rpost, Inc. and Rpost US, Inc.</i>, Fed. Cir. 2006-1222, 1223, 1270</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 先願主義を含んだ 2007 年米国特許法改正案、提案間近 	<p>2007-4 P. 50</p> <p>服部健一</p>

2. 文化審議会著作権分科会の動向

文部科学省の文化審議会著作権分科会は平成19年3月12日、第22回目の会合を開催し、平成19年における著作権制度上の検討課題を定めるとともに、各課題を検討するための小委員会を設置することを決めた。設置されたのは、法制問題小委員会、私的録音録画小委員会、過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会、国際小委員会の4小委員会。

(1) 法制問題小委員会

法制問題小委員会は「著作権法制度の在り方に関すること」の審議を任務とする小委員会。3月19日に第1回目の会合を開催し、中山信弘委員（東京大学教授）を主査に選任した。

今期の小委員会では、昨年と同様に小委員会本体と3つのワーキングチーム（デジタル対応ワーキングチーム、契約・利用ワーキングチーム、司法救済ワーキングチーム）で課題の検討が行われる。

小委員会本体での主な検討課題とされたのは、「デジタルコンテンツの特質に応じた制度の在り方」、「海賊版広告行為の取締りの方策」、「非親告罪化（海外における海賊版の撲滅のための方策）」の3点。また、デジタル対応ワーキングチームではインターネット検索サービスによる著作物の複製行為等の位置付けを明確化するために「ネットワークを通じた検索サービスの位置づけの明確化と法制上の課題の解決」を検討。契約・利用ワーキングチームでは著作物に関するライセンス契約の期間中にライセンサーが倒産した場合の「ライセンシーの保護」等について、司法救済ワーキングチームでは「間接侵害」等の問題について引き続き検討を深めることとされた。特に、「ライセンシーの保護」の検討では、ソフトウェアライセンス契約が主な検討対象となると考えられることから、今後の議論の行方が注目される。ただし、小委員会本体の議論は一般に公開されるのに対し、ワーキングチームでの議論は原則として非公開で行われる。

4月16日に開催された2回目の委員会では、事務局（文化庁長官官房著作権課）が3点の検討課題の概要を紹介。そのうち、複数の団体および個人による「デジタルコンテンツの特質に応じた制度についての主な提案等」に関する自由討議では、権利者の意思に基づく新たな制度を創設しようとする提案について、複数の委員から、制度改正を行う必要はなく契約として処理すれば足りるのではないかなどの疑問が提示されるなど、活発に議論が行われた。

第3回目の会合は5月11日（金）に開催の予定。

(2) 私的録音録画小委員会

私的録音録画小委員会は「私的録音録画に関する制度の在り方に関すること」の審議を任務とする小委員会。主査は法制問題小委員会と同じく中山信弘東京大学教授が務める。この小委員会は、ハードディスクや半導体メモリを内蔵したデジタル携帯プレーヤーを私的録音録画補償金制度の対象とするか否かについて検討を行った法制問題小委員会で「私

的録音・録画についての抜本的な見直し及び補償金制度に関してもその廃止や骨組みの見直し、更には他の措置の導入も視野に入れ、抜本的な検討を行うべき」とされたことを受け、同小委員会の議論を引き継ぐ形で平成18年から新たに設置されたもので、今年から2年目の検討に入る。

事務局の案によれば、今期の小委員会では著作権法第30条（私的使用のための複製）の範囲の見直しの是非と私的録音録画補償金制度による補償措置の必要性を中心に検討し、夏までに中間まとめ案を作成し、意見募集等を経て12月までに報告書を取りまとめる予定となっている。

第1回目の会合は3月27日に、第2回目の会合は4月16日に開催済み。今後、5月10日に第3回目、同31日に第4回目の会合を開催予定。

(3) 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会

過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会は、「過去の著作物に関する保護と利用の在り方に関すること」の審議を任務とする小委員会として平成19年から新たに設置されたもの。名称から直接読み取ることが難しいが、著作権保護期間の延長問題（著作者の死後又は著作物の公表後もしくは創作後50年を基本とする〔映画の著作物を除く〕現在の著作権保護期間を20年間延長するか否かに関する問題）を検討する場としても位置付けられている。また、保護期間延長問題に密接に関連する課題として、著作物の利用円滑化の方策、戦時加算の取り扱い等についても検討される。主査は大淵哲也委員（東京大学教授）。

著作権保護期間の延長問題に関しては、2006年9月、著作権関連16団体（のち17団体）により構成する「著作権問題を考える創作者団体協議会」が「著作権保護期間の延長を求める共同声明」を発表。これに続いて同年11月、著作者、法律研究者、弁護士、ジャーナリスト等により構成する「著作権保護期間の延長問題を考える国民会議」（のちに「国民会議」を「フォーラム」に変更）が発足、政府に対してこの問題を慎重に検討するよう要望するなどの動きがある。

3月30日に開催された第1回小委員会の議題は今期の検討課題に関するものだったが、委員の一人が口火を切る格好で保護期間延長問題に関する実質的内容にまで議論が及び、これに対して別の委員が苦言を呈する場面もみられた。

第2回目（4月27日開催）では、11分野14名の関係者に対するヒアリングを3時間にわたり実施。第3回目（5月16日予定）は引き続き12分野17名の関係者（コンピュータソフトウェアの権利保護等を目的とする団体の専務理事を含む）に対するヒアリングが行われる予定。

(4) 国際小委員会

国際小委員会は、「国際的ルール作りへの参画の在り方に関すること」と「アジア地域等における著作権分野の国際協力の在り方に関すること」の審議を任務とする小委員会。

今期の開催予定は4月27日現在公表されていない。

3. 知的財産戦略本部の動向

2007年から5年目の検討に入る知的財産戦略本部では、有識者本部員（定員10名、任期2年）の構成をはじめて大幅に入れ替え、3月29日、第16回本部会合を開催した。有識者本部員の新たな構成は次のとおり。（●は新任、○は再任。敬称略）

- 相澤 益男 総合科学技術会議議員／東京工業大学学長
- 岡村 正 (株)東芝取締役会長
- 梶山 千里 九州大学総長
- 角川 歴彦 (株)角川グループホールディングス代表取締役会長 CEO
- 佐藤 辰彦 弁理士／創成国際特許事務所所長
- 里中 満智子 漫画家
- 中山 信弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 長谷川 閑史 武田薬品工業(株)代表取締役社長
- 三尾 美枝子 弁護士
- 山本 貴史 (株)東京大学 TLO 代表取締役社長

同本部では、第16回本部会合につづいて4月17日に有識者本部員会合を開催。3月8日から同29日までの期間行われた知的財産推進計画2007の見直しに向けた意見募集の結果について事務局から説明が行われた後、同計画の策定に向けた意見交換を行った。今後、5月31日に開催予定の17回目の本部会合で「知的財産推進計画2007」を決定する予定。

4. お知らせ

(1) SOFTIC セミナー オープンソースソフトウェア – GPL ver.3 ドラフト

近年 Linux をはじめとしたオープンソースソフトウェア（以下 OSS）の利用が急速に進みつつあります。コスト面で有利であることに加え、特定企業の商用製品に依拠せず、既にあるソースコードを自由に修正して利用することができることから、安全性・信頼性の向上といった面でも優位であるといわれ、その利用は着実に増えています。

その中で代表的 OSS である Linux は、GNU General Public License (GPL) でライセンスされており、現在一般的に利用されている GPL は第 2 版 (GPLv2) で 1991 年に作成されたものですが、その後のインターネットの普及による国際的対応、OSS に対するソフトウェア特許への対応及び DRM (Digital Rights Management) 対応等を目的として、現在、GPLv2 の改版作業が行われており、本年夏前までには第 3 版 (GPLv3) として公表される旨報道されています。

GPL は、各種コンピュータ製品、家電製品や携帯電話等、国内外の多くの製品に採用されており、そのような GPL のライセンス内容がどのように改訂されるかは、今後のわが国情報産業関連のビジネスにおいても非常に注目されるところであります。

本セミナーでは、GPL についての卓越した知見をお持ちである岡村久道弁護士を講師にお迎えし、開催時点に於ける GPLv3 ドラフトの内容をご紹介いただくものです。

コンピュータのハードウェア、ソフトウェアあるいは組込製品等のビジネスに携わる方々をはじめとする関連の方々のお越しをお待ちしております。

1. 概要

日時：平成 19 年 5 月 16 日（水）13:30～16:30

場所：虎ノ門パストラル 新館 6 階「ロゼ」
東京都港区虎ノ門 4-1-1 電話 03-3432-7261（代）
<http://www.pastoral.or.jp/>

講師：弁護士 国立情報学研究所客員教授 岡村久道氏

定員：100 名
定員になり次第締め切らせていただきます。

料金：SOFTIC 賛助会員 8,400 円（税込み）
一般 15,750 円（税込み）

主催：財団法人 ソフトウェア情報センター (SOFTIC)
105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル
TEL: 03-3437-3071 Fax: 03-3437-3071

II. プログラム

- 13:30 開会、挨拶
- 13:35 GPL ver.3 ドラフト
- (1) GPL とは
- (2) GPL ver.2 と GPL ver.3
- ・ GPL ver.2 からの主な変更
- (15:00～15:15 頃 休憩)
- ・ GPL Ver.3 の具体的内容
- (3) 日本法との関係
- 16:15 質疑応答
- 16:30 閉会

III. 申込方法

- 本セミナーのホームページ (<http://www.softic.or.jp/seminar/2007-OSS/>) にあるオンライン申し込み用フォームに必要事項を記入してお申し込み下さい。後日電子メールにて「受講票」を送信し、請求書を郵送させていただきます。当日は、受講票のプリントアウトと引き換えに資料をお受け取り下さい。
- 申し込まれた方のご都合が悪い場合は、代理の方がご出席いただいて結構です。なお、振り込まれた参加料金は返金できかねますのでご了承下さい。

IV. お問い合わせ

財団法人ソフトウェア情報センター SOFTIC セミナー事務局
E-mail: 2007-OSS@softic.or.jp
TEL: 03-3437-3071

(2) 平成 19 年 3 月 23 日開催「ソフトウェア ADR セミナー」の内容と模擬仲裁 DVD の無償頒布について

平成 19 年 3 月 23 日、大手町サンケイプラザにて開催した「ソフトウェア ADR セミナー」の内容を、当財団のウェブサイトに掲載しました。参照先の URL は次のとおりです。

<http://www.softic.or.jp/seminar/2007-ADR/>

また、セミナーで放映されたソフトウェア取引紛争の模擬仲裁をドラマ化した DVD を先着 200 名様に無償頒布しております（ただし、送料のみご負担いただきます）。

入手ご希望の方は、上記アドレスの注文フォームからお申し込み下さい。料金着払いにてお送りいたします。

SLN No. 105 (2007/04)

財団法人 ソフトウェア情報センター

発行：専務理事 山地克郎

編集：調査研究部長 柳沢茂樹

制作：調査研究部 内田 礼／高橋宗利